

反ユダヤ主義とは何か？

——ドイツにおけるユダヤ人表象をめぐる

高橋秀寿

I はじめに

「反ユダヤ主義とは何か？」——これはもう分かり切った問いなのだろうか？「ユダヤ人を憎悪・敵対・差別・迫害するイデオロギーと運動である」と定義すればおそらく誰もが納得するかもしれない。しかしその定義は「反ナチズムはナチズムに反対する思想と運動である」と同等のトートロジーであろう。しかも「反ナチズム」の場合にその対象である「ナチズム」は比較的明確な体系をもったイデオロギーと運動であるが、「反ユダヤ主義」の場合に「ユダヤ」自体が定義の困難な概念である。近代以前にそれは宗教に基づいて社会的に境界づけられたマイノリティであったが、ユダヤ人がその身分から解放されて以来、「ユダヤ人」の定義がユダヤ人だけではなく、ユダヤ人以外のヨーロッパやそのほかの人びとからもくり返し問題にされた。ユダヤ人は宗教集団なのか、それとも社会集団なのか、民族集団なのか、ユダヤ人はどこに属しているのか、国民なのか、外国人なのか、イスラエル人なのか、敵なのか、味方なのか…。国境を知らない全ヨーロッパ的な、あるいは全世界的な現象としての反ユダヤ主義の歴史はこの表象をめぐる歴史であったといっても過言ではない。しかしこの反ユダヤ主義は、対象の定義が困難であるために漠然としたイデオロギーと運動であったというわけではない。周知のとおり、客観的には困難であった定義が主観的に行われると、そのイデオロギーは強大なエネルギーを蓄積し、対象の絶滅までも実践するような差別と迫害の歴史を作り出してきた。

では、反ユダヤ主義とは何なのか。邦語の文献を見てみるかぎり、それぞれの国家・地域で、それぞれの時代にどのように反ユダヤ主義が展開されていったのかという問題には多くの研究が積み重ねられており、私たちは多くの知見を得ることができる。しかし、時代と地域をこえて、反ユダヤ主義は何かというその本質の問題に見識をもたらしてくれる研究に私たちはなかなか出会うことができない。たとえば、邦訳され、ずばりその問いを本のタイトルとしている W・ベンツ『反ユダヤ主義とは何か (Was ist Antisemitismus?)』¹⁾を見てみよう。その本論で取り上げられているのは近代的な反ユダヤ主義の諸相であり、結論で「反ユダヤ主義の本質的な特徴」として「ユダヤ人の現実の生活とまったく、ないしほとんど、あるいは誤解によってしか関係しない特性、意図、行動を「ユダヤ人」におしつけるルサンチマンの恣意性」、「ユダヤ人の生活のいつわりの現実を記述し、説明すると称するステレオタイプの動員」、「ユダヤ人に罪を着せた事柄のばかばかしさと不条理性」、「ユダヤ人に対するきわめて感情的な態度」が挙げられている。つまりそこで論じられているのは、反ユダヤ主義が「どのような (wie)」現象

であるのかである。反ユダヤ主義の本質が「何 (was)」であるのかをこの著作から知ることはできない。

もちろんドイツでは反ユダヤ主義の本質をめぐる議論²⁾も展開されている。本稿はそのなかの興味深い議論を分析しながら、「反ユダヤ主義とは何か」という問題にアプローチを試みることにする。

II ドイツにおける反ユダヤ主義史概観³⁾

まず、本論を理解するうえで必要と判断されるかぎり、1960年代までの(西)ドイツにおける反ユダヤ主義の歴史を概観しておこう。

18世紀中ごろまで移動の自由が制限されてゲットー生活を強いられ、職業を制限されていた宗教的マイノリティとしてのユダヤ人は、行商、古物商、質屋業、家畜や穀物、ワインの小取引業などで低賃金のもと、大部分は極貧生活を送っていた。しかし啓蒙思想の広がりとともにフランス革命の影響によってユダヤ人は徐々に解放されていく。移動・居住・営業・職業などの市民的自由や政治的権利を認めるユダヤ人の解放は、1848年革命を経て、1850年代から60年代にかけて都市・領邦レベルで達成され、北ドイツ連邦で69年に「市民的・公民的関連における諸宗派の同権に関する法」が成立する。この規定は、ドイツ統一を達成した第二帝政において全ドイツに適用されることで、ドイツにおけるユダヤ人の法的な解放は達成された。

人口率が1%強に過ぎず、解放後も生活基盤が商業・交易の部門に大きく偏っていたドイツのユダヤ住民は、資本主義経済に適合することでこれまでの職業活動の規模を拡大し、またアカデミックな領域で成功を収めることで、自由業、医師、弁護士、ジャーナリストなどの職業に進出していった。こうしてユダヤ人が下層階層に占める割合は急激に低下し、ユダヤ人の平均収入はドイツ人のそれを凌駕することになる。同時に、キリスト教への改宗、非ユダヤ系との結婚、世俗化、ドイツ国民文化への適合、教養市民層の慣習の習得によってユダヤ人の同化は大きく進展した。

ユダヤ人の解放・同化の過程は、自由主義化・資本主義化・工業化などの社会・経済的近代化と国民・国民国家の形成という二つの近代化の時期と重なった。前者が労働者階級の台頭と社会運動、伝統的な労働・生活様式の変容、旧中間層の没落傾向をもたらし、危機意識を抱いた中産階級を政治的に急進化させた一方で、後者は第二帝政のような王朝連合国家ではなく、エスニックな基盤に基づいた国民と国民国家をもとめ、急進化した中産階級にイデオロギーと組織の基盤を提供した。この政治的な急進化と組織化のなかでユダヤ人は、社会・経済的近代化を引き起こしている元凶であり、エスニックな国民とは異質な存在として表象されることになった。こうして、宗教に基づいた反ユダヤ教主義 (Antijudaismus) は、反セム主義 (Antisemitismus) として政治的な反ユダヤ主義へ転換していく。後者の概念は1880年代から使用されるようになったが、ユダヤ人に対してセム (Semit) という人種概念が使用されることで、アリア (Arier) として自民族を人種的に定義することが試みられたのである。このころから「キリスト教社会党」や「反ユダヤ主義者リーグ」、「ドイツ反ユダヤ主義連盟」、「ドイツ反ユダヤ主義者連合」、「反ユダヤ主義民族党」などの反ユダヤ主義政党が次々と結党され、「ドイツ学生

協会」や「全ドイツ連盟」といった民族主義・反ユダヤ主義的な団体が組織された。

第一次世界大戦でユダヤ人はドイツ国民としての承認を求めて約10万人が出征し、その一割以上が戦死したが、戦況と戦時経済の悪化とともに軍内外で反ユダヤ主義風潮が広まっていく。1919年に創建された「ドイツ民族主義防衛連合」は戦後に反ユダヤ主義の巨大な大衆組織として拡大していく。そして同年に結党された「ドイツ労働者党」が翌年に改名されて、「国民社会主義ドイツ労働者党」、いわゆるナチ党がドイツ政治の舞台に登場した。1933年に政権を掌握したこの党は次々に反ユダヤ主義政策を実行し、最終的にユダヤ人に対してホロコーストという史上最悪の大量殺戮を引き起こしていくことになる。

ナチス・ドイツの軍事的な崩壊後に連合国によってホロコーストの実態が明らかにされたにもかかわらず、反ユダヤ主義的な感情が鎮まることはなかった。1946年12月にアメリカ占領軍が米占領地域と西ベルリンのドイツ人を対象にした世論調査で、「偏見がほとんどない者」が20%、「ナショナリスト」が19%、「人種主義者」が21%、「反ユダヤ主義者」が21%、「強度の反ユダヤ主義者」が18%を占めているという結果が出ている。⁴⁾ 調査項目の定義が不明確ではあるが、ドイツ人のほぼ6割が「反ユダヤ主義者」および「人種主義者」とみなされたのである。このような反ユダヤ主義の存続と復活に大きな影響を及ぼしたのはユダヤ人DP（Displaced Persons = 難民）の存在であった。終戦時に強制労働者などの約700万人の外国人を連合軍はナチ支配から解放し、約600万人が45年9月までに本国送還されたが、約100万人がDPとして残留した。そこにはホロコーストを生き延びた約7万人のユダヤ人が含まれていたが、ポーランドで反ユダヤ主義事件が頻発したため、ポーランド系ユダヤ人がドイツの米占領地区に避難し、ユダヤ人DPの数は20数万人に膨れ上がった。その多くはドイツ国内に設置された収容所で生活したが、そこはイスラエルなどへ国外移住するための待機場にすぎず、その数は徐々に減少していった。しかし闇市活動などの「犯罪」を行っていると思なされたこの非西欧系の「よそ者」と西ドイツ人は建国後の50年代初期まで直接・間接的に接することになった。この体験が反ユダヤ主義感情を存続・復活させる契機となったのである。一方、建国後の50年にユダヤ人DPの数は1万人を割り、「ハード・コア」と呼ばれた残留ユダヤ人だけが西ドイツに留まった。⁵⁾ 第三帝国末期にホロコーストによってドイツ市民の前から姿を消したユダヤ人はふたたび非日常的な存在となったのである。

ところが、反ユダヤ主義も同時に消え去ったわけではなかった。1950年代を通してユダヤ人墓地の凌辱行為は頻発し、50～51年に行われたフランクフルト大学の世論調査でも「条件付きで反ユダヤ主義的態度」(25%)と「極端に反ユダヤ主義的態度」(37%)を示した被験者の割合は六割を越えた。⁶⁾ 52年の世論調査でも「この国にユダヤ人はいないほうがいいですか」という質問に37%が「はい」と答え、その数字は60年代に入るまで二割を切ることはなく、しかも「無回答」で立場を表明しなかった割合は四割から五割を占めたのである。⁷⁾ このような風潮は59年に深刻な反ユダヤ主義事件⁸⁾を引き起こすことになる。この年のクリスマスに極右政党であるドイツ帝国党の25歳の二人の党員が再建されたばかりのケルンのシナゴークにハーケンクロイツと反ユダヤ主義的なスローガンを落書きし、ナチ体制の犠牲者の記念碑への黒ペンキを散布した。この25歳の犯人はすぐに逮捕されたが、模倣犯が続出し、この反ユダヤ主義行動が全国に広がった。西ドイツ警察は685件を記録しており、捜査された犯人の半数以上が20歳

以下の若者であった。国外でも報道され、反ドイツ人感情が広がったこの事件をきっかけにして、西ドイツでは「過去の克服」が意識され、ナチズムとホロコーストに関する啓蒙活動が盛んになった。こうして、「反ユダヤ主義」が公的に許容されない反民主主義的な思想と行動であることが西ドイツ国民のコンセンサスとなったのである。

Ⅲ 近代的反ユダヤ主義論

さて、この近代的な現象としての「反ユダヤ主義」はどのように理解されるべきなのだろうか。これから反ユダヤ主義論を二つに分けて検討してみる。

第一が資本主義・市民社会における現象としての反ユダヤ主義論であり、「近代的反ユダヤ主義論」と呼ばれている。ドイツ系同化ユダヤ人であるK・マルクスのユダヤ人論はその古典的な議論を展開している。彼にとってユダヤ人は「あくどい商売」を世俗的な祭祀とし、「貨幣」を神とする資本主義的な存在である。近代社会のなかでユダヤ人は解放されたが、それは貨幣の力によってではなく、キリスト教徒をユダヤ化することによってなのだという。つまりユダヤ人こそが資本主義社会を作り上げた張本人である。資本主義社会から解放されることを人類の課題とみなしたマルクスにとって、ユダヤ人のほんらいの解放とは、資本主義システムに政治・経済・社会的に同化することでも、マイノリティとして政治・社会的に承認されることでもない。「ユダヤ人が社会的に解放されるということは、社会がユダヤ的なありかたから解放されるということである。」⁹⁾

この同化ユダヤ人によるユダヤ人論は、反ユダヤ主義者の論拠に正当性を提供しかねないものであるが、ホロコースト以後の近代的反ユダヤ主義論はむしろ、ユダヤ人が反ユダヤ主義者によって資本主義的な存在に仕立て上げられたことを強調している。たとえばM・ホルクハイマー／T・アドルノによれば、勤労者が搾取を実感するのは生産領域においてではなく、労働収入で購買できるものを通して、すなわち流通領域においてである。この領域がユダヤ人の主要な職業領域であったために、「ユダヤ人は資本主義的な生存形態を各地に持ち込み、その形態の下で苦しむはめになった人びとの憎しみを一身に買うことになった。資本主義のおかげで零落した手工業者や農民たちから見れば、ユダヤ人は当初から、経済的進歩の代弁者であるがゆえに、目の上のこぶだった」。¹⁰⁾

このような近代的反ユダヤ主義論を、西ドイツの戦後歴史学の重鎮であり、権威ある歴史概念辞典で「反ユダヤ主義」の項目を担当したT・ニッパードとR・リュールプがさらに体系的に展開している。彼らは近代的な反ユダヤ主義の歴史的根源をユダヤ人の同化が完遂されなかったことに見た。この未完遂によってユダヤ人の職業の配分が近代資本主義的な分野に偏ったために、ユダヤ人は近代性——「資本主義、ギルドや身分、教会の結合から解き放たれた市民・自由主義的な社会、対立する多元的な構造、伝統の解体、学者の伝統批判、新聞・雑誌の権力、左翼リベラル・啓蒙的・西欧民主主義的あるいは社会主義的な理念、物質主義、文明の皮相性、最後には1871年の帝国における国民統合や真のドイツ性の欠如とされているもの」——と同一視され、ユダヤ人がドイツを支配しているとみなされることになった。こうして、自由主義・資本主義体制下で抑圧・支配されていると感じた社会層を担い手として、反ユダヤ主義が反自

由主義 - 反資本主義運動として成立した。したがって反ユダヤ主義は、伝統的な価値 - 秩序を近代化が揺るがしたことに対する抗議であり、これによって市民 - 自由主義的世界の価値観念が拘束力を失い始めたという意味で、近代社会の危機の徴候なのだという。¹¹⁾

これらの近代的反ユダヤ主義論では、反ユダヤ主義はユダヤ人に対する偏見という病理として理解され、そのメカニズムが資本主義や近代化、市民社会と関連づけられて分析されている。ここから生じる典型的な議論が贖罪の山羊論^{スケープ・ゴート}である。アドルノによれば、ユダヤ人に偏見を抱く人びとは「ユダヤ人を、実際に全経済過程に内在している諸傾向の執行人と見なし、ユダヤ人にその非難を浴びせる。彼らが不安定な社会状況に対して責任のある何らかの「罪科」を発見しなければならぬのは、そうすることが彼らの自我の均衡を保つために必要な前提であるからである。[……] 反ユダヤ主義は彼らに、自分たちが「善」であり、非難に値しないという欲求充足を、さらには一定の可視的で高度に個人化された存在に重荷を負わせるという欲求充足を与えてくれる」¹²⁾ という。こうして反ユダヤ主義の克服は、近代社会が内包している問題を解決するという課題として認識されているのである。

近年ではアドルノ／ホルクハイマーらのフランクフルト学派の衣鉢を継ぐD・クラウセン¹³⁾が近代的反ユダヤ主義論を展開している。彼によれば、商品生産の拡大に伴って、人間の主観性の表出も含めてすべてが物的関係の対象になり、世界は物象化されたが、流通は純粋に物的な関係の領域であるように思われた。こうして物象化された現実には「細民の心理主義」によって人格化され、反ユダヤ主義は流通領域の代表とみなされたユダヤ人にルサンチマンの矛先を向けることになったという。つまりクラウセンは、社会的災厄を容易に耐えられるような心理的現実に空想転換する「間違った治癒」として反ユダヤ主義を理解している。流通領域が普遍化していくにしたがって、ユダヤ人は遍在しているかのように感じられ、反ユダヤ主義は「日常宗教」へと変化していった。暴力はモノを自分のものにしていく横領の手段であり、商品交換のなかで断念されていたが、その暴力がいまやユダヤ人を対象に振るわれるようになった。したがって、資本主義によって組織された市民社会になって初めて反ユダヤ主義が成立したのであり、反ユダヤ主義は市民社会の随伴現象であるという。

カナダ出身のM・ポストン¹⁴⁾は、反ユダヤ主義が「近代」に対する反乱であると解釈されているが、現実には工業資本主義と近代テクノロジーに対して静観的な態度をとっていて、急激な工業化の時期であっても攻撃の対象にしていないことに注目し、その原因を資本主義における商品の二重性格から説明している。資本主義においては、商品は具体的な労働の具象化であると同時に、労働が社会を仲介する機能も有するために、資本主義的な社会関係も具象化している。そのために商品は使用価値と同時に、貨幣で示される価値も有する二重性格をもつことになるが、現実には商品は純粋に物質的なものとして、すなわち使用価値のみを含んでいるかのように現れるため、商品は社会的次元を失う。こうして資本主義的な社会関係は貨幣という抽象的な次元において外面的に表現され、抽象と具象の対立として二律背反的に現れる。この対立のなかで資本主義は抽象的側面において、しかも「貨幣＝諸悪の根源」といったようにネガティブに知覚された一方で、その具象的な側面は資本主義の外部に位置づけられ、自然的で、人間的なものとしてポジティブに対峙された。このように具体的な労働が金銭の抽象性に対する反資本主義的な要因とみなされ、工業資本主義が「自然」で、「有機的に根づいた」手工業的勞

働として具現されたため、反ユダヤ主義はこの労働と資本主義を国民共同体に帰属させ、「寄生的」な金融資本主義を「ユダヤ的」なものとして敵視したのだという。

IV 国民的反ユダヤ主義論

以上のような近代的反ユダヤ主義論に対して、反ユダヤ主義をナショナリズムや国民形成と関連づけて分析している反ユダヤ主義論は「国民的反ユダヤ主義」論と名づけられている。J・P・サルトルの『ユダヤ人』はその古典的議論であるといえよう。

サルトルにとってユダヤ人の存在自体が反ユダヤ主義者の形成物である。ユダヤ人に対する反ユダヤ主義者の差別・敵意・侮蔑などによってユダヤ人は作られていくのであって、「もし、ユダヤ人が存在しなければ、反ユダヤ主義は、ユダヤ人を作り出すにはおかないだろう。」¹⁵⁾ 何故か？ それは、ユダヤ人の創出によってフランス人は「本物のフランス人」の資格を所有しているという自覚をもち、自分がその権利の主体だと感じるからだという。ユダヤ人がいなくなったら、誰もが「本物のフランス人」となり、その資格と権利は誰もが有するものとして意味を失う。¹⁶⁾ さらに、反ユダヤ主義者はユダヤ人を作り出すことによって国家と国民の階級分裂を克服しようとする。「金持と貧乏人、勤労階級と有産階級、法的勢力と潜在勢力、都会人と地方人などの差別をすべて一緒にして、ユダヤ人とユダヤ人でないものとの対立にすり替え」しようとするのである。したがって階級がなく、労働手段の共同所有に基づいた社会では反ユダヤ主義は存在理由を失うことになる。こうしてサルトルは社会主義革命の必要性を説くのである。¹⁷⁾

H・アーレントは「バビロン捕囚以来つねに離散の恐るべき逆境に耐えて民族の生存を図ることに何よりも心を砕いてきたユダヤ人のあらし」を知っていれば、ユダヤ人を反ユダヤ主義者の国民意識の産物とするサルトルのこのような解釈はありえないと反論した。¹⁸⁾ むしろ彼女は反ユダヤ主義を、国民国家が没落し、国民国家の集合体であるヨーロッパが崩壊したことに伴う現象であるとみなしている。ナチ党もナショナリズムと国民国家への軽視を一度も撤回したことの無い反国民国家の政党であり、この党にとって反ユダヤ主義は「ユダヤ人を片付けること、少なくともそれだけではなくて、国民国家のうちに具体化されているような国家を片付ける」ための道具だったという。¹⁹⁾

『全体主義の起源』の英語版²⁰⁾ではなく、アーレントの母国語であるドイツ語版でより詳細に展開されているこの議論を解釈するためには、ドイツ語の“Volk”概念と“Nation”概念のニュアンスを理解する必要がある。前者の概念は日本語では「国民」、「民族」、「民俗」、「民衆」、「人民」と訳すことができる多義的な概念であり、たとえば「国民主権」にも、「民族大移動」にも、「民俗衣装」にも、「民衆文化」にも、「人民戦線」にもドイツ語ではすべて同じ“Volk”概念が使用されている。アーレントはこの概念を日本語では血統、種族、民俗的文化といった範疇で形成された歴史的集団としての「民族」概念に近い意味で使用しており、それを高尚文化や政治的意志に基づく近代的集団としての“Nation”概念と対峙させている。反ユダヤ主義が反国民国家的であるのは、“Volk”概念を政治的単位として求めている反ユダヤ主義が“Nation”概念に基づいて組織された国民国家とそれによって構成された国際秩序を破壊し、超国民的な組織に代

えようとしたためだとアーレントは解釈した。²¹⁾ 彼女にとってフランス国民が「典型的なネイション (nation par excellence)」なのであり、その国民の反ユダヤ主義政党は超国民的な目的を追求することはなく、「<諸政党の上に立つ党>を結成することや、国家機構を自分のものにするなどなどはいささかも考えなかった」のだという。²²⁾

以上のようにアーレントは国民 (Nation) 概念と対立する民族 (Volk) 概念を持ち出し、そこに反ユダヤ主義の原理を帰することで、近代的な国民原理にこのイデオロギーの罪を着せることはなかったが、近年の「国民的反ユダヤ主義論」はこの原理そのものに反ユダヤ主義の根源を見ている。その一人が、「友 (friends / Freunde)」と「敵 (enemies / Feinde)」と「よそ者 (strangers / Fremde)」の社会関係から反ユダヤ主義を説明しようとする Z・バウマン²³⁾ である。

彼は「友 - 敵」が社会関係の構築としての「社会化」を可能にする共通の枠組みを作る唯一の形態であると捉えた。つまり、この対立が世界の秩序を構成しているのであり、「友」は「敵」を不可欠の構成分子として対称的な関係を築いている。これに対して、今日来て明日去っていく「敵」ではなく、「今日来て明日とどまる潜在的放浪者」(ジンメル) としての「よそ者」は、「友 - 敵」の対立の原理と妥当性、現実可能性を疑問視する「第三の要素」として出現する。そして近代的な国民国家もこの「友 - 敵」関係において構築されているが、そこでは特有の新しい機能が加えられているのだという。すなわち「国民国家は敵ではなく、よそ者に優先的に対処するようにもくろまれている。国民国家をほかの個人をこえた社会組織から分けているのはまさにこの特徴である。」²⁴⁾ バウマンはここに、国民国家がユダヤ人を排除する原因、国民国家において反ユダヤ主義が成立する理由を見ている。つまり、ユダヤ人は自国民でもなければ、他国民でもなく、それにもかかわらず国民的な集団を形成した「非国民的国民 (The non-national nation)」²⁵⁾ とみなされたかぎり、同じ国民としての「友」=「私たち」と「敵」=「彼／彼女ら」によって対称的に構成されている世界の秩序を恒常的に脅かすものとして表象されたのだという。

バウマンのこのような社会学的な考察を反ユダヤ主義の言説研究を通して実証的に展開しているのが K・ホルツである。²⁶⁾ 彼は国民的反ユダヤ主義を「「国民の」自己理解が本質的にユダヤ人としてイメージされているものから境界づけられることで構成される反ユダヤの形態」であると定義している。反ユダヤ主義の歴史は本質的に国民的な自己像から区切られたユダヤ人像の歴史であり、この「ユダヤ人」は近代的な意味での「私たち集団」である「民族 (Volk)」や「国民 (Nation)」と対峙されてきたのだという。²⁷⁾ このようにホルツは、アーレントのように「民族」と「国民」を区別することなく、反ユダヤ主義を現在に至るまでヨーロッパに見られるナショナリズム現象として捉えている。すべてのナショナリズムが反ユダヤ主義を内包しているわけではないが、すべての近代的な反ユダヤ主義は「国民／民族」の原理と密接にかかわっているのだという。

ホルツは、バウマンの提起した「友 - 敵」概念を「自国民 - 他国民」に言い換え、これに「ユダヤ人」を対立関係に加えて〔自国民 vs 他国民〕vs〔ユダヤ人〕の構図を提起した。まず〔自国民 (A) vs 他国民 (非 A)〕は、A は非 A ではありえないという同一性 (A ≠ 非 A) を意味する。ナショナリズムの原則にしたがえば、世界の秩序はこの「A」か「非 A」しか知らない二分法によって成り立ち、秩序の維持はこの同一性の保持を意味する。したがって他国民は自国民と「対称的」

な関係にある。²⁸⁾

反ユダヤ主義はこのナショナリズムの原則を共有している。そのために「ユダヤ人」は、「女性」や「青年」、「身体障がい者」などとは異なり、国民の範疇で括られうる集団であるにもかかわらず、自国民(A)でも、他国民(非A)でもあるという非同一性(A≠非A)を備えた「第三者」として現前した。つまり「ユダヤ人」は二分法に基づいた国民的同一性の秩序の破壊者であり、世界の秩序の崩壊を人格化している存在としてイメージされ、自国民とも、他国民とも「非対称的」な関係に置かれた。ホルツはここに反ユダヤ主義の本質を見ている。

では、ユダヤ人はどのようにイメージされたのか。ユダヤ人像だけを分析したなら、それはナットなしにボルトを理解しようとするに等しいとホルツは言う。つまり、ナショナルな自己のイメージというボルトに合わせてユダヤ人像のナットは形成される。このボルトを視野から外してしまうと、ユダヤ人像というナットは「混乱し、筋の通らないものとして、有意味な内的統一性のない個々の偏見の集合体」としてあらわれてしまい、反ユダヤ主義が共有している特性が見逃されてしまうとホルツは指摘する。²⁹⁾ 近代的反ユダヤ主義論の「偏見」分析がまさにそうである。

しかし、同一性を保持し、したがって秩序を構成している「他国民」の像を通して「自国民」のイメージが抱かれる場合と、同一性を否定しているとみなされたユダヤ人像を通して抱かれる場合では、その機能は本質的に異なる。自国民のあり方が問題とされ、その独自性がテーマとして重要であるときに、ナショナリズムは対称的な関係にある「他国民」を引き合いに出し、その「差異」のなかで自国民のイメージを形成する。理想の自国民を作り上げるために、ナショナリズムが特定の他国民にネガティブな特性のイメージを塗りつけて、反外国人感情を煽るような場合がそうである。しかしユダヤ人は、「国民」のカテゴリーに含まれるが、「国民」概念の本質的な規定要因を否定する唯一無二の「国民」とみなされたため、ネガとしての役割は他国民の場合とは異なる。他国民であると同時に、国民自体の他者としてユダヤ人を位置づけることで、反ユダヤ主義はこの非対称的な関係にあるユダヤ人との「差異」のなかで自国民の特性だけではなく、国民であることの原理・原則を認識するからである。こうして諸国民間の相違はナショナルな秩序として確認され、この秩序はそこに含まれていない「ユダヤ人」を通して高次の段階に持ち上げられる。そのため、国民の原理が疑問視され、国民の同一性そのものが揺らぎ、その克服が重要な課題となる場合に、ナショナリズムは反ユダヤ主義に傾く。³⁰⁾

具体的に見てみると、〔自国民vs他国民〕の場合に「勤勉な／堅物なドイツ国民」vs「怠惰な／陽気なイタリア国民」といった対称的な関係のなかでそれぞれの国民像が形成されるのに対して、〔〔自国民vs他国民〕vsユダヤ人〕の場合には「マニ教的二分法」(T・ハオリー)と表現される非対称的な関係のなかで、次のように国民のイメージがユダヤ人を通して形成され、前者の特性にしたがって国民間の優劣の序列が構築される。

<国民vsユダヤ人>=<労働の喜びvs労働忌避>、<創造的資本vs強奪的資本>、<労働vs搾取>、<慎みvs強欲>、<公共心vs我欲>、<犠牲心vs利己心>、<国家形成的vs国家破壊的>、<具体的・土着的vs抽象的・根無し草的>、<理念的vs物質的>、<真の文化vs皮相的な文明>、<創造的vs精神的に不毛>。³¹⁾

反ユダヤ主義にとってユダヤ人は、国民的同一性を否定し、秩序を混乱させる存在であり、

その意味で脅威の存在である。そのためユダヤ人は「支配」や「陰謀」をたくらみ、実行している加害者として自国民の前に立ちはだかる。現実においては差別・迫害された犠牲者であるユダヤ人は加害者に転換され、そのために反ユダヤ主義の攻撃的な言動は犠牲者の「正当防衛」として正当化される。近代的反ユダヤ主義論の「贖罪の山羊」論においてユダヤ人は「私たち」の罪を背負う「私たち」の犠牲者として描かれているが、国民的反ユダヤ主義論から見えるユダヤ人は「私たち」に犠牲を負わせる加害者なのである。そのユダヤ人像是植民地帝国に征服された黒人やアジア人の「人種の劣等者」のイメージとも異なる。T・キューナーが適切に指摘しているように、「ユダヤ人はヒエラルヒー的に見て、人種主義や外人嫌悪の場合のように劣等価値の集団ではなくて、優勢であり、威嚇的なものである。／たとえば、アフロ・アメリカンの世界陰謀など、誰も主張しないであろう。」³²⁾



図1

そして反ユダヤ主義が急進化していくと、非国民的国民としてのユダヤ人は、非同一的同一性という「存在すべきでないもの」とみなされて、存在そのものが否定され、「絶滅」の対象になりうる。しばしば他国民は——自国民と同様に——動物（鷲や熊など）によって象徴され、その意味でそれらの国民は対称的な関係にある。しかし反ユダヤ主義においてユダヤ人は「存在すべきではないもの」として「有害小動物、病原体、癌性潰瘍、悪疫、毒、増殖する雑草、腐敗因体、吸血動物、チスイコウモリ、寄生物」³³⁾といったように、「国民」とはまったく非対称的な姿で表象されている。図1は1944年9月にドイツの反ユダヤ主義系新聞『シュトゥルマー』に掲載されたカリカチュア³⁴⁾であるが、左上のダヴィデの星のなかには「地上の諸国民（Völker）を食らうべし」と書かれている。害虫の姿をしたこの得体の知れぬ生き物は諸「国民」から構成された世界の共同体を「支配」しようとしている脅威の存在であり、「駆除＝絶滅（Vernichtung）」の対象として描かれている。

図2は以上の「国民的反ユダヤ主義」論をナチ時代に適応して示したモデルである。近代的反ユダヤ主義論は社会構造から生み出された反ユダヤ的な「偏見」を社会心理学的に分析し、資本主義社会の問題を炙り出したが、国民的反ユダヤ主義論が分析したものは、ユダヤ人に対



図2 反ユダヤ主義（ナチ時代）の「国民的反ユダヤ主義」のモデル

して抱いた「偏見」といういわば「間違った他者像」ではなく、ユダヤ人像を通して形成された「自己像」である。こうして分析課題は<ドイツ人は反ユダヤ主義によって他者のユダヤ人にどのような偏見を抱いたのか>から<ドイツ人は反ユダヤ主義を通してどのような国民として自己を作り上げていったのか/どのように国民を転換させようとしていたのか>へと転じ、国民国家と国民原理が内包している問題が克服すべき課題として俎上に載せられたのである。

前述したようにH・アーレントは反ユダヤ主義が反・超国民的な性格を有しているとして、フランスで見られるとされた典型的な国民理念と反ユダヤ主義とのかかわりを否定したが、ドイツの社会学者のS・ザルツボルンも、ホルツが<エスニック・ネイション>と<シヴィック・ネイション>の相違を無視して、反ユダヤ主義をナショナリズムと関連づけていると批判している。前者の国民国家は反ユダヤ主義に基盤を提供している一方で、後者の国民国家は反ユダヤ主義の暴力のポテンシャルを押さえつけ、封じ込める保障となっているのだという。³⁵⁾ 歴史学者のU・ヴェルヴァも同様に、国民国家がユダヤ住民に自由と法的平等と完全な市民権を約束したという国民プロジェクトのアンビヴァレンツと内的矛盾を国民的反ユダヤ主義論は覆い隠していると批判している。そのため国民的反ユダヤ主義論は、第二帝政とワイマール共和国のユダヤ公民の大多数がドイツ愛国者であったことを理解することができない。さらに、イタリアでは反ユダヤ主義的ではないナショナリストが数多く存在し、逆にカトリック教会のような非国民的制度が極端に反ユダヤ主義的な立場をとったことが説明できないという。³⁶⁾

以上の批判に対して、まず私たちは<シヴィック・ネイション>と<エスニック・ネイション>の区分自体が反ユダヤ主義を説明するのに適切であるのか、自問しなければならないだろう。反ユダヤ主義的なくシヴィック・ネイションも存在すれば、反・反ユダヤ主義なくエスニック・ネイションも見られるからである。たとえば、同化して<シヴィック・ネイション>となった西欧系ユダヤ人が伝統的なくエスニック・ネイションの東欧系ユダヤ人、いわゆる「東方ユダヤ人」を差別していたことなどは、このネイション類型論によってナショナリズムと反ユダヤ主義の関係は的確に理解されないことを示しているだろう。

また、ホルツが指摘しているように、ナショナリズムは必ずしも反ユダヤ主義的な他者像を含まず、その意味でナショナリズムと反ユダヤ主義はイコールではない。もしイコールなら、国民意識をもつ国民——たとえば第二次世界大戦中の日本の民族主義者も——はみな反ユダヤ主義者ということになってしまう。国民的反ユダヤ主義論の主張は逆で、反ユダヤ主義はすべてナショナリズムと関連していると言っている。先の例でいえば、イタリアのナショナリストは反ユダヤ主義者であるとはかぎらないが、イタリアの反ユダヤ主義者は——おそらく純粋に宗教によって動機づけられた反ユダヤ主義者を除いて——大半がナショナリストだということになる。また、「カトリック教会」は「非国民的制度」であるかもしれないが、けっして「反国民的制度」ではなく、ナショナリズムと無関係であるとはかぎらない。プーチンのウクライナ侵攻を支持するロシア正教会のキリル総主教のように、ナショナリスティックなキリスト教信者は歴史上ごまんと存在した。ナチス時代のプロテスタント教会も「非国民的制度」であったが、カトリック制度よりずっと反ユダヤ主義的だった。

社会学者のW・シュテンダーは、反ユダヤ主義を近代的個人にとって魅力あるものにしたのは何か、なぜ近代的個人はかなり反ユダヤ主義的な意味の提供にいまなお抵抗力がないのかと

いう政治・心理学的な問いをホルツは立てていないと批判している。³⁷⁾しかし、近代人はナショナリズムに魅了されつづけ、多くの人びとが命まで投げだしたのだから、反ユダヤ主義をナショナリズムと関連づけたホルツの議論はまさに反ユダヤ主義がもちえた魅力を説明しているといえよう。ホルツの議論にしたがえば、いまなお人びとが反ユダヤ主義になぜ抵抗力がないのかと問うことは、ナショナリズムがいまでも蔓延っている理由を問うに等しい。

V 反ユダヤ主義論と〈ゲマインシャフト vs ゲゼルシャフト〉論

前述のクラウゼンは、反ユダヤ主義のコード化は国家的・エスニック的・国民的ではなく、社会的になされているとホルツを批判している³⁸⁾が、国民的反ユダヤ主義論と近代的反ユダヤ主義論を二者択一的なものとして考えるよりも、両者を有機的に結びつけるほうが生産的であるように思われる。たとえば、18世紀に台頭する中産階級の市民的価値観であったリスpekタビリティがナショナリズムと提携することで全階級に広まり、道徳や規範として社会を変容させていった歴史的過程を追ったG・モッセ『ナショナリズムとセクシャリティ』の議論³⁹⁾は、そのようなモデルを提供している。そこでこれから、ナショナリズムと市民社会との関係を検討するために、〈ゲマインシャフト vs ゲゼルシャフト〉(GvsG)モデルを反ユダヤ主義論に適用してみよう。

一般的に「ゲマインシャフト」は「共同体」、「ゲゼルシャフト」は「社会」の意味で訳されているが、周知のとおりF・テンニースがこの両概念を社会集団の組織形態として類型化し、社会学の分析概念として確立した。筆者は『再帰化する近代』（国際書院、1997年）でGvsG論を展開しているので、その議論にしたがって説明してみたい。

まず、「ゲマインシャフト」を伝統や義務、使命によって個人と個人および個人と全体が結ばれている共同体、「ゲゼルシャフト」を契約や協定、金銭関係によって個人と個人および個人と全体が結ばれている社会と定義しておこう。両者の相違を明確にするために、それぞれの特徴を表1にまとめてみた。

表1 GvsG

ゲマインシャフト	ゲゼルシャフト
内的連関の存在＝同一化による帰属	内的連関の不在＝形式的な所属
代替不可能・統合・排他性	代替可能・解放・開放性
道徳的価値観（価値合理性）	機能的価値観（目的合理性）
意味・動機・オリエンテーション創出	欲望／満たされない場合に意味・動機の喪失
正統性（自然と伝統）	正当性（欲望の充足）

ゲマインシャフトの全体を人間の身体、個をその器官に、ゲゼルシャフトの全体を機械、個をその部品に例えると理解しやすいのではないかと思う。ゲマインシャフトの個（心臓や血液）は全体（人間の身体）に必要不可欠のものとしてそこに帰属している代替不可能な唯一無二の存在である。そのため道徳的に統合された個は全体に拘束され、そこから離脱する自由はなく、全体にとって有害であるとみなされれば排除される。絶えず再生されている個が全体から離脱・

排除されることは全体に深刻な影響を与え、多くは全体の死を、その結果としてほかの個の死を招く。それゆえに個同士も同胞として連帯することを義務づけられる。また、自然と伝統によって正統化され、次世代に受け継がれるかぎりでも永続性をもつ全体に奉仕するという目的・使命が個に付与されているために、生きている意味を個は明確に自覚することができる。

ゲゼルシャフトにおいて個（歯車やオイル）は全体（機械）と契約などを通して物質的関係を取り結ぶことによって形式的に所属している。機能性において所属を許されている個は、再生されずに、消耗されていくだけであり、その結果として機能していないと判断されれば全体との関係を絶たれ、ほかの個と交代する代替可能な存在である。逆に、個はよりよい契約関係を求めて全体から離脱する自由をもっている。いずれにせよ、全体が個によって正当化される存在でありうるのは、その欲望を満たすかぎりである。個同士も打算的に協力するか、物質的関係のなかで競争・敵対しあう。また、基本的に全体に奉仕することを義務づけられていない個は所有欲や享楽欲のような欲望を充足することが生きている意味となる。欲望は全体という目的の対象をもたないために、欲望自体が自己目的化する傾向にあり、この欲望が充足されなくなれば生の目的と意味は失われる。

GvsG 論は「近代化」の説明のためによく用いられる。この GvsG のモデルによって、合理化（官僚制化と脱魔術化）、分業化・専門化、個人化、馴致化（自然の搾取と精神・身体の規律化）といった歴史的变化としての近代化が、組織原理の「ゲマインシャフト」から「ゲゼルシャフト」への移行・転換である「ゲゼルシャフト化」として理解できるからである。これに対して筆者は前述の拙著で近代化を、組織原理がゲゼルシャフト化されると同時に、「近代的なゲマインシャフト」が必然的に創出・維持・強化される二重の過程として捉えた。つまり、抽象化された時間によって統制された広大な社会空間のなかで政治・経済・社会・文化活動が組織されなければならない近代において、分業化・専門化され、連帯感を喪失していく部分社会と、個人化によって孤立・分散した個人を社会全体に統合する「有機的連帯」（デュルケム）が不可欠である。そのため、欲望の充足と外的な制裁によってのみ遵守されうる契約や協約ではなく、普遍的な基準と尺度として内面化された道徳によってこの統合が強化され、さらに生の意味を喪失した個人に欲望の充足だけではなく、全体と結びついた自明のアイデンティティと存在論的な生の意味が付与されることが望まれた。このような機能を満たす典型的で、最大の「近代的ゲマインシャフト」として国民と国民国家が近代において生み出されたのである。

ホルツは「反ユダヤ主義はゲマインシャフトの意味論（Gemeinschaftssemantik）である」⁴⁰と述べている。このことは、反ユダヤ主義が「近代（化）」とみなしていたものが意味内容としては「ゲゼルシャフト化」のネガティブな様相であること、国民と国民国家はこのネガティブな様相を克服するために形成された近代的な「ゲマインシャフト」として理解されることを考えるならば、納得がいくであろう。表2は反ユダヤ主義が二分法によって対峙させた「国民的」なもの、「ユダヤ的」なものそれぞれの特性であるが、ここからは反ユダヤ主義が GvsG のモデルに合致した世界観を抱いていたことが理解できる。反ユダヤ主義が抵抗・拒否していたのは近代そのものではないと M・ポストンは指摘していたが、この GvsG モデルを用いるならば、反ユダヤ主義の攻撃対象はゲゼルシャフト的な近代であり、ゲマインシャフト的な性格を有するかぎりでも資本主義的な労働や生産、勤勉や時間厳守のような近代的道徳、競争・進歩原理な

どを反ユダヤ主義はむしろ肯定していたと解釈することができよう。

図2 反ユダヤ主義的二分法と GvsG モデル

国民的	ユダヤ的
同一性・秩序	非同一性・無秩序
具体性・具象性	抽象性・匿名性
労働・生産	ビジネス・流通
文化的・伝統的／創造的／結合的	物質文明的／破壊的／開放的
道徳・無我	享楽・欲望
郷土的空間	都会的空間
統合・連帯・忠誠・統制	自己中心・敵対・陰謀
ゲマインシャフト	ゲゼルシャフト

第2章で触れたように、ホロコーストの規模と実態が明らかにされ、反共と同時に反ナチスである反全体主義を標榜して国家が創建されたにもかかわらず、西ドイツでは50年代に反ユダヤ主義の風潮が広がり、50年代末には反ユダヤ主義事件が頻発した。この現象を GvsG のモデルを用いて分析してみよう。

筆者は拙著『時間／空間の戦後ドイツ史』（ミネルヴァ書房、2018年、第2章）で50年代の復興期の時間／空間を流行歌や映画、居住空間、都市計画から読み解き、「ハイマート」概念で説明した。邦語では「故郷」や「郷土」、英語では“home”、“home town”、“homeland”と訳されるこの独語の“*Heimat*”は、地理的に特定される具体的な「生まれ故郷」を越えたもっと抽象的な空間のイメージも有し、ナショナリズムによって情緒的な意味内容を吹き込まれた概念である。したがって1950年代に特有の概念ではないが、それは復興期の西ドイツの政治・社会状況にとって特別の意味をもった。50年代のハイマートを理解するうえで格好の素材が当時の「ハイマート映画」であり、そのなかでも1954年に公開され、西ドイツで大ヒット作となったオーストリア制作の『銀の森の林務官』^{シルヴァーヴァルト}はハイマートをもっとも明瞭に表象している作品なので、この映画を取り上げてみよう。

ハイマート映画は、H・デッベ監督作品の『シュヴァルツヴァルトの娘』（50年）と『原野は緑』（51年）の成功によって確立したが、47年から60年までに制作された映画の総数1437本のうちの300本、つまり五本に一本を占めるほど50年代に人気を博した映画ジャンルとなった。この映画で描かれたハイマートは必ずしも主人公の生まれ故郷ではない。自然豊かな田園や村落がおもな舞台となっており、国民的な景観とみなされた山岳や原野、高原の森などがスクリーンを彩っている。村落共同体や教会のような非歴史的な伝統的空間がおもに写し出され、記念碑的建造物やライン河のような歴史的負荷のある情景は回避されている。空襲被害や戦争被害者のような当時まだ生々しい歴史的な事象も、過去の出来事として言及されることはあっても、映像からその痕跡は消し去られている。つまり、この映画のハイマートは国民的な自然風景に囲まれた伝統的で、非歴史的な時間／空間である。

『銀の森の林務官』の舞台は、ウィーン在住のヒロインであるリースルが顧問官を務めている祖父を訪問するために彼女が滞在したアルプス山脈の山村である（図3）。壮大な自然を背景にして物語が展開されるが、大自然の動植物はしばしば筋書きのなかに投入され、登場人物とさ

えなっている。この映画で描かれているのは、自然の麗しき調和の姿だけではなく、弱肉強食の生存競争を生きる自然界のダーウィン主義的な秩序でもある（図



図3



図4

4)。ヒーローのフーベルトは、この自然の秩序を伐採や密猟から守ることを任務とする林務官である。

ハイマート映画には都市の風景も登場するが、ハイマートとのネガティブな対照においてのみである。それは事務所、病院、アトリエのような幾何学的に構成された無味乾燥な空間や、劇場、パーティー会場、カジノ、雑踏のような物質主義的な空間に象徴され、その場面はモダニズムの建築物で飾り立てられている。ウィーンに生活していた『銀の森の林務官』のヒロイン、リースルはモダニズム様式の住居（図5）で生活し、抽象的な彫刻を制作しているモダニズム芸術家（図6）である。彼女が訪ねた祖父の住居はそれとはまったく対照的に、宗教的な彫刻が置かれた田園風の空間（図7）である。



図5



図6



図7

都市における人間関係や金銭関係などの問題が動機となって都会人がハイマートへと向かうという筋書きがハイマート映画では多用され、その問題はハイマート空間のなかで解決され、その大半はふたたび都会に帰る。また、地方出身者は帰郷によって「本来」の自己を回復していく。『銀の森の林務官』では、ウィーンから帰郷したリースルに林務官のフーベルトは自然の美、自然との共生、狩りのあり方などを、祖父の顧問官は村落共同体の伝統と秩序を守ることの重要性を教える。そのようななかでリースルとフーベルトの間に恋心が芽生えていく。

ハイマート映画で地方人が都会人に影響を与えることはあっても、その逆は「悪影響」——たとえば物欲や金銭欲、エゴイズムの伝播——以外ではありえない。都会人はしばしば林業として森林を伐採したり、リゾート開発としてホテルを建設したりするビジネスマンとして登場する。この業者はハイマートの共有財産である自然と村落共同体を商品に転換し、自らの金銭欲を満たそうとするハイマートの破壊者である。『銀の森の林務官』でも、リースルの芸術仲間、彼女を追って山村にやってきた都会人のマックスがそのような「悪役」として登場する。彼は自然の秩序と山村の慣習に理解を示さず、密猟を行い、罰を逃れてウィーンに帰っていく。こ

の事件をめぐる誤解からフーベルトとリースル、祖父のあいだに軋轢が生じ、彼女もウィーンに帰り、フーベルトは林務官の職を辞する決意をする。このように都会人は自然と村落共同体の調和を乱す張本人として描かれている。ウィーンに帰ったリースルはこの張本人から真相を聞き、ふたたび山村へと戻るが、フーベルトはすでに結婚していた。しかしリースルは山村に定住することを決め、フーベルトも林務官の職に戻り、物語は終わる。

表 3

ハイマートの時間／空間＝村落世界	反ハイマートの時間／空間＝都市世界
村落民 自然・村落共同体の守護者としての林務官 伝統工芸家	都会人 自然・村落共同体の破壊者としての商人 抽象芸術家
村落的生活様式 自然・伝統的居住空間 なじみの居酒屋（Stammkneipe）／ビール 伝統・宗教的具象芸術 伝統的祭り 民俗衣装・舞踏 民謡・宗教音楽	都市的生活様式 人工・商業的居住空間 レストラン・バー／ワイン モダニズム的抽象芸術 プライベートなパーティー パーティー衣装・ダンス ジャズなどの外来娯楽音楽
秩序・調和・伝統	混沌・反目・近代
ゲマインシャフト	ゲゼルシャフト

表3に整理したように、『銀の森の林務官』に代表されるハイマート映画で展開されているのは二元論的世界観である。この二項対立はほとんどそのままゲマインシャフト vs ゲゼルシャフトの図式に当てはまる。つまりハイマートは「近代的ゲマインシャフト」として50年代の西ドイツ国民共同体のモデルであったことを私たちは確認することができよう。そしてこのモデルは反ユダヤ主義の「マニ教的二分法」にもほぼ合致する。たしかにユダヤ人が登場するハイマート映画は管見のかぎり存在しないが、その物語を国民的反ユダヤ主義論の枠組みのなかで解釈するならば、「国民的」なもの「ユダヤ的」なものによって攻撃・破壊され、反目しあうが、「ユダヤ」的なものが去り、それがもたらした「誤解」が解かれることによって和解し、秩序を取り戻したことになる。つまり「国民的」な共同体（ボルト）はその存在を確認し、形成していくために、「ユダヤ的」なもの（ナット）を必要としたのである。ここに私たちは、ホロコーストにもかかわらず50年代に反ユダヤ主義的傾向が存続し、反ユダヤ主義的事件が引き起こされた構造的要因を確認することができよう。

VI 二次的反ユダヤ主義論——反ユダヤ主義と「過去の克服」

前述したように、50年代に反ユダヤ主義的な世界観は存続し、その潜在力は1959年末から翌年にかけての全国的な反ユダヤ主義事件となって噴出した。このケルン・シナゴグ事件とその余波の背景と原因を調べるためにいち早く調査に乗り出した社会心理学者のP・シェーンバッハは61年にその調査結果を公表し、そのなかで18～39歳の小市民層において反ユダヤ主義的傾向がもっと強いことを明らかにした。つまりこの階層は、ナチズムをもっとも支持した社会

階層の子供世代であり、1945年時点で3～15歳であるためにナチズムに政治的責任を負っておらず、大半はイデオロギー的に社会化される年齢には達していない。シェーンバッハによれば、この若年層の親世代は、ナチズムにもとづく思想と偏見を戦後も抱きつづけたが、それは反ナチズムを基調とする西ドイツ国家の政治理念とは相いれなかったために、公共で「沈黙の刑」を科せられた。この世代はその不快感を自ら表現できず、家族内で「思春期世代への反ユダヤ主義的偏見の伝染」に取りかかった。その子供世代は、不道徳であったと非難された親世代に代わって反ユダヤ主義的な言動に走ったのだという。このように「自分のものであれ、親のものであれ、伝統的な反ユダヤ主義的な考えを正当化のために堅持していこうとする反抗行動」をシェーンバッハは「二次的反ユダヤ主義 (Sekundärantisemitismus, あるいは sekundärer Antisemitismus とものに表記)」と命名した。⁴¹⁾

シェーンバッハのこの概念を「適切な表現」⁴²⁾と評価したT・アドルノも、第三帝国における過去を子供の前で自己正当化するために親は「反ユダヤ主義の議論をその自身の弁解のために蒸し返す傾向があり、その議論は子供に引き継がれていく」⁴³⁾と述べて、反ユダヤ主義が家庭内で伝承されている危険性を指摘した。そして、アドルノらが中心となって50・51年に行われたフランクフルト社会研究協会の意識調査を55年に公表した『集団実験』はその事実を裏付けている。「(条件付き)反ユダヤ主義」の傾向を示していたのは「サラリーマン」と「農民」の新旧中間層と高学歴層であり、35歳以下の若年層において40%以上が「反ユダヤ主義」の立場をとっていたからである。⁴⁴⁾しかしアドルノは、自らがその概念を積極的に用いているわけではないものの、「二次的反ユダヤ主義」にもっと多くの意味内容を込めようとしていたようである。たとえば彼は『集団実験』の「罪と防御」に関する章で、ナチズムの犯罪に対するドイツ人の認識、対決、否定、防御などの言説を整理しながら分析し、⁴⁵⁾さらに戦後に反ユダヤ主義を公言することが禁止されたために生じている反ユダヤ主義の危険なポテンシャルにも言及している。つまり、反ユダヤ主義者は、ほんらい社会の敵意をもっとも冷酷かつ成功裏に操作してきたにもかかわらず、発言の禁止によってその敵意が自分に向けられているように振舞い、「秘密の真の共同体に自分が帰属しているかのような印象」を与えているのだという。このような傾向をアドルノは「秘密反ユダヤ主義 (Krypto-Antisemitismus)」と名づけた。⁴⁶⁾すなわち、アドルノは「二次的反ユダヤ主義」概念で、シェーンバッハのように世代間伝承を問題にするだけでなく、ナチズムの犯罪の事実を突きつけられた戦後のドイツ人がその過去の罪と記憶を拒否・防御しようと試みることに起因した現象として当時の反ユダヤ主義を捉えようとしたのである。今日よく使われる表現⁴⁷⁾を用いれば、彼はこの概念で、反ユダヤ主義が「アウシュヴィッツにもかかわらず」存続しているのではなく、「アウシュヴィッツゆえに」生じていることをテーマにしようとしていた。当時徐々に意識されていた「過去の克服」は59・60年の反ユダヤ主義事件によって焦眉の課題となったが、「二次的反ユダヤ主義」⁴⁸⁾はこの「過去の克服」の課題を設定する概念として登場したといえよう。

しかしこの概念が反ユダヤ主義に関する文献で頻繁に使用されていたわけではない。ドイツの戦後反ユダヤ主義研究の第一人者であるW・ベルクマンとR・エルプによれば、「ユダヤ人」概念で強く連想されていたドイツ人の罪と責任は、たしかに政治的に重要な問題でありつづけたが、60・70年代に反ユダヤ主義の独自のモチーフとしては研究されていなかった。このテー

マを世論調査がふたたび取り上げるようになったのは80年代中ごろであり、コール首相とレーガン大統領がナチ親衛隊も埋葬されていた墓地を参拝することで生じたビットブルク事件などによって反ユダヤ主義問題が公的に議論されたことがそのきっかけだったという。⁴⁹⁾ 戦後40年のこの時期になると、アイヒマン裁判（61年）やアウシュヴィッツ裁判（63～65年）に象徴されるようなナチ犯罪者の追及と刑罰の問題がアクチュアリティを失い、むしろテレビ・ドラマ『ホロコースト』の放映によってホロコーストへの関心が高まるにつれて、ナチズムの過去や反ユダヤ主義との関係において西ドイツの政治文化が内包している問題が目立つようになったのである。

当時の世論調査からベルクマンらはナチズムの過去と罪を相対化・否定・否認する五つの言説——「私たちはイスラエルに賠償の支払いをすべきではない」／「多くのユダヤ人は過去から利益を引き出そうと試みている」／「イスラエルは私たちの賠償支払で生活している」／「私たちドイツ人はたえずその罪を想起せざるをえない」／「賠償に反対する投書を出すべきである」——を取り上げ、これらの項目に同意した数（0～5）ごとの割合、さらに、同意した数ごとにユダヤ人に関する五つの反ユダヤ主義的なステロタイプを抱いている者の割合を算出している。⁵⁰⁾ 表4はそれをまとめたものである。この図からは、これらの相対化・否定・否認の言説のすべてに同意しているドイツ国民の割合は少ないが、ほぼ半数が一つから二つの言説に、五分の一が三つ以上の言説に同意していること、そして二次的反ユダヤ主義の言説に同意する数が多いほど反ユダヤ主義的なステロタイプをユダヤ人のものとして首肯する割合が増していることが理解できよう。

表4 反ユダヤ主義的ステロタイプ (%)

同意数	全体	執念深い	神経質	強い金銭欲	ずる賢い	強い権力欲
0	29.0	5.1	18.5	8.9	22.3	4.3
1	29.2	16.2	29.7	17.5	35.1	11.6
2	21.5	29.0	34.3	32.7	49.8	20.6
3	11.6	52.9	42.6	52.9	67.6	35.7
4	7.0	74.8	56.5	72.8	76.2	49.0
5	1.7	88.6	62.9	85.7	85.7	68.6
平均		25.3	31.4	27.2	42.0	17.8

ナチズムの罪の相対化・否定・否認と反ユダヤ主義とのこのような相関関係から90年代初めにベルクマンは、西ドイツで「伝統的・近代的な反ユダヤ主義から、伝統的な要素がもちろん完全に消え去ったわけではないが、本質的に過去の克服に由来する潜在的・二次的反ユダヤ主義への「形態変化」が生じた」（傍点強調は引用者）⁵¹⁾と結論づけた。換言すれば、「伝統的・近代的な反ユダヤ主義」において反ユダヤ主義的な偏見がマイノリティとしてのユダヤ人の生活様式にもとづいて生み出されたのに対して、「二次的反ユダヤ主義」ではユダヤ人がホロコーストの犠牲者であったことが偏見の源泉となっていることになる。表4に挙げた「反ユダヤ主義的ステロタイプ」でそのユダヤ人像を示すならば、ユダヤ人は執念深くドイツ人の責任を問い、ドイツ人との和解を拒み、もっとも思い出したくない恥すべき過去の想起をドイツ人に強要し、その想起によって金銭を巧みに生み出して私腹を肥やしているずる賢い利己主義者、さらにド

イツと世界に影響力を行使し、今やナチスと同じような暴力をふるってパレスティナ人を支配している権力欲の強い加害者であり、そのような存在としてドイツ国民と対峙されているということになろう。

では「潜在的」とは何を意味しているのであろうか。それは50年代半ばから意識され始め、その末には時代のキーワードとなっていた「過去の克服」がケルン・シナゴグ事件とその余波を通してきわめて重要な政治・社会的問題として認識されるようになったことと密接にかかわっている。たとえば、「反ユダヤ主義的な活動をする者は裁判によって罰せられるべきか」という世論調査の質問に、50年代には半数以下が首肯していたにすぎなかったが、ケルン・シナゴグ事件直後の60年1月にはほぼ8割の市民が刑罰を求め、その後もこの割合は大きく変化していない。⁵²⁾ ここから理解できるように、反ユダヤ主義は「現在」によって「克服」されなければならない「過去」に属しており、反ユダヤ主義者は政治・社会的に許容できない反民主主義者＝反西ドイツ体制の分子であるから、西ドイツの国民共同体から排除されるべき存在であるというコンセンサスがこの時点で確立された。その後、アイヒマン裁判やアウシュヴィッツ裁判の報道や、写真集やドキュメンタリー映画、テレビ・ドラマなどによる啓蒙活動によってユダヤ人の大量虐殺の実態が周知されていくにしたがって、反ユダヤ主義の存在は西ドイツ国民のいわば「不健全度」を示すバロメーターの役割を担っていく。⁵³⁾ こうしてこの国民共同体は、どれほど反ユダヤ的であるのかを自ら問い、そのような世論調査の結果に敏感に反応するようになっていった。⁵⁴⁾ その結果、政治的・社会的・司法的な制裁を伴うことなしに反ユダヤ主義を公的に表明することが不可能になったのである。このことをベルクマンとエルプは「コミュニケーション潜在状態 (Kommunikationslatenz)」概念で言い表している。⁵⁵⁾

「潜在」概念は精神分析において心理的抑圧のために生じた自覚されていない意識の状態を示す場合に用いられるが、「コミュニケーション潜在状態」は意識という心理システムにおいてではなく、コミュニケーションという社会システムにおける抑圧によって生じた「潜在状態」を意味する。すなわち、反ユダヤ主義が禁止や制裁によって公的コミュニケーションの領域から排除されながら、消え去ることなく潜在化している状態である。ベルクマンとエルプによれば、この潜在化した反ユダヤ主義が表明されるコミュニケーション方法が二つ残されている。第一は、反ユダヤ主義的な発言を行っても社会的制裁を科されることのない私的な領域に、あるいは極右集団のように反ユダヤ主義が了解されている「合意集団」の内部に限定されたコミュニケーションである。第二が、直接的な反ユダヤ主義的テーマを逸らしたり、代替させたりすることで禁止と制裁の穴をかいくぐるコミュニケーションである。⁵⁶⁾ 軍事侵攻で難民問題を引き起こし、パレスティナ人の抵抗を弾圧しているイスラエル政府のやり方を「ナチス的」であると批判することによって、ナチズムの犯罪を相対化し、ユダヤ人を犠牲者から加害者に反転させる反シオニズム言説はその典型であるといえよう。

ベルクマンとエルプは別の論文⁵⁷⁾で、1)「ユダヤ人のテーマ全体が私にはなんか不愉快だ」、2)「私はユダヤ人について語るとひどい目に合いかねないだけなので、いつも非常に注意深くなる」、3)「私はユダヤ人に関して考えていることを誰にも言わない」の質問項目に首肯する割合がそれぞれ1) 23%、2) 20%、3) 15%であったという87年の世論調査の結果を紹介し、この三つの項目に同意する割合は「反ユダヤ主義者」および「非反ユダヤ主義者」と判断された者

では大きく異なることを指摘している。つまり、この項目の一つ以上に首肯する「反ユダヤ主義者」の割合は約 65%であるのに対して、「非反ユダヤ主義者」では約 25%にすぎず、前者(28.4%)は後者(15.4%)よりも多くの人ユダヤ人に関して自分と同じ立場をとっていると考えている。つまり、「反ユダヤ主義者」は傾向として、ほかのドイツ人と同様に社会的圧力のためにユダヤ人に関して本音を口に出すことを憚っているだけで、自分がユダヤ人への立場において少数派であるとは、それどころか「反ユダヤ主義者」であるとも感じていないことになる。反ユダヤ主義者であると自認していない、あるいはその立場を自覚していても公表せず、むしろ公的には否定している者が実質的に反ユダヤ主義的な偏見を抱き、その立場を表明している現象を、オーストリアの社会学者、B・マーリンは「反ユダヤ主義者なき反ユダヤ主義」と呼んだ。⁵⁸⁾ 自称していないが、「反ユダヤ主義者」であると判断される人びとは、ユダヤ人に関してほかの多くの人びとも抱いているとみなしている見解を社会的制裁なしに公言できないことに憤り、それがユダヤ人に対する偏見を強めているのである。

Ⅶ 事例としての「ホームマン事件」

2003年に起きたホームマン事件⁵⁹⁾は以上のような二次的反ユダヤ主義とコミュニケーション潜在の現象の典型的な事例である。その考察を通して反ユダヤ主義論の意味を確認してみよう。

この年の10月3日のドイツ統一の日にキリスト教民主同盟の連邦議会議員であったM・ホームマンが、その選挙区であるノイホーフ（ヘッセン州）の市民会館で百数十人の参加者を前に、ユダヤ人の歴史的犯罪を問うスピーチを行った。その内容が会場で問題にされた様子はなく、スピーチ原稿は地方支部のホームページに掲載されたが、3週間後にアメリカ在住のユダヤ系ジャーナリストがそのサイトを見つけ、反ユダヤ主義的な内容のスピーチであるとオンライン・ジャーナルで報道した。この「発見」された事実が数日後の10月30日にヘッセンのラジオ放送局、そしてARD（ドイツ第一テレビ放送）によって取り上げられることで、ホームマンのスピーチの存在が知られていくことになった。この日の晩にスピーチ原稿はホームページから削除された一方で、翌日の『南ドイツ新聞』には「ヘッセンのキリスト教民主同盟の連邦議員マルティン・ホームマンがARDの報道によれば10月3日のドイツ統一の日のスピーチのなかでユダヤ人を「加害民族」と呼んだ」、『フランクフルト一般新聞』では「議員、ユダヤ人は「加害民族」と呼ばれようと」という見出しでこの問題が報じられている。

ホームマンのスピーチはスキャンダルとして受け取られた。当時与党であった社会民主党と緑の党、そしてキリスト教民主同盟の一部も彼の議員辞職を求め、ドイツ・ユダヤ人中央評議会は彼を民衆扇動罪で告発すると通告した。当時この野党の党首であったA・メルケルは30日にすでに電話でホームマンに不快感を伝え、翌日に「これはまったく容認できない耐えがたい発言であり、私たちの見解とはまったくかわりのないものです」と公言している。さらに彼女はホームマンに発言をくり返さないように戒告し、彼の役職を変更した。しかし連邦軍の特殊戦団のR・ギュンツェル准将がホームマンのスピーチ内容を賛美する書簡を送っていたことが発覚し、防衛大臣によって退職させられると、ホームマンへの圧力は高まった。彼が発言撤回と議員辞職の意志がないことを確認したメルケルは彼の議員団からの除名を要請した。当初、党からの除名に

消極的であったヘッセン州首相のR・コッホは、そのためにフランクフルトのシナゴグで行われた11月9日のボグロム記念行事におけるスピーチで退席とブーイングの意思表示を受けてしまう。⁶⁰⁾そして11月14日に議員団の投票でホーマンの除名が決定され、また12月11日には「反ユダヤ主義と闘う」と題する動議が連邦議会に提出され、全議員団の賛成で決議されている。ホーマンに対する党籍剥奪の手続きも開始され、翌年7月に彼は党からも除名された。2005年の連邦議会選挙には無所属で立候補するが、落選。しかし2016年に極右政党の「ドイツのための選択肢」に入党して、2017年に連邦議会にふたたび足を踏み入れている。

さて、ホーマンのスピーチ⁶¹⁾はどのような内容であったのか、検討してみよう。まず彼は、ドイツ人が歴史観において不当な扱いを受けていると嘆いている。ナチズムの犯罪によってドイツ人は「加害民族」とみなされ、ドイツ人も外国の犠牲者であったことを指摘すると、タブーを破ったと叱責される。一方、ほかの国では自分の歴史の暗い側面を都合よく描く傾向があり、その側面には「遮光ブラインド」が立てられ、あるいは解釈替えが行われる。たとえばフランス革命やナポレオンのヨーロッパ支配は何百万人も犠牲者をもたらしたのだが、革命は解放行動として、ナポレオンは啓蒙の父として解釈されている。しかしドイツ人には「そのような慈悲深い新しい見方や解釈替え」は許されず、ドイツ人には「加害民族」、残りの世界には「無辜の子山羊」の役割が割り当てられているのだという。これに対してホーマンは「私たちに犠牲者の役割だけを割り当てて見ているユダヤ民族にも現代史において暗い側面はないのでしょうか？あるいは、ユダヤ人はもっぱら犠牲者、受難者だったのでしょうか？」という「挑発的な問い」を立てた。ロシア革命時のボルシェヴィキ指導者には全体の約2%という人口比から判断して異常なほど多くのユダヤ人（政治局では半数以上、革命中央委員会では約30%）がおり、革命ソヴィエト秘密警察チェーカーでも指導部のユダヤ人率は約39%で、これはロシア人率よりも高く、ウクライナではその比率は75%に上る。これらの革命指導者と組織によってソヴィエトでは「19万3千人の労働者、26万人の兵士、35万5千人の知識人と生業者、81万5千人の農民」などが犠牲となり、ウクライナでは「ユダヤ人のチェキストがかなりの関与のもとで1千万人以上」が、大半は餓死によって命を落とした。以上の「事実」を指摘したうえでホーマンは、ドイツ人を「加害民族」とみなすのと同じロジックに従えば「ユダヤ人はいくつかの根拠をもって「加害民族」とみなされるだろう」という仮説を立てる。しかしナチズムと同様に、ボルシェヴィズムの場合もその犯罪の主体は宗教を激しく憎悪し、「殺すべからず」という神の戒律を平然と無視する「無神論者」であった。「したがって「ドイツ人」も、「ユダヤ人」も加害民族ではない」とホーマンは結論づけた。

このような主張の真意は演説のテキストから比較的容易に読み取られることができる。ホーマンはスピーチの冒頭部分で、個人の権利を強調し、その義務をないがしろにして、以前だったなら寄食者と呼ばれるような福祉受領者であっても現在では良心の痛みをもたない国民の様態や、公民の義務を果たし、勤勉に働き、子供を育て上げた人が賞賛されず、逆に自分を愚かであると感じている国民の有様を憂えている。さらに、有罪判決を受けたトルコ人の殺人扇動者が禁固刑の服役を終えてもトルコの故国へ追放されることができず、EUの加盟国分担金や、外国人強制労働者などのナチ犠牲者に対する賠償・補償金の支払いで食い物にされている法治・福祉国家の現状も彼は問題にして、「ドイツのドイツ人は優先扱いを享受していないという疑念」

を抱いている。そして彼はこのような国民と国家の「間違っただけの原因」を「過ぎ去ろうとしない過去」に求めて、ドイツ産業連盟の副会長の言葉——「私たちの原罪がこの国の活気を奪っている」——を引用している。つまり、彼にとって「過去」は、このような「間違っただけ」を脱却できる主体性をもった国民と「ドイツ・ファースト」の国家を形成するという課題と関わっているといえよう。この課題のためにユダヤ人とその歴史が持ち出されたのである。

一方、2003年12月10日の連邦議会の決議⁶²⁾は「ドイツ連邦議会は反ユダヤ主義のいかなる形態も排撃する。／反ユダヤ主義的な思想、演説、行為の居場所はドイツにはない」と謳うことで間接的にホーマン発言が反ユダヤ主義的であると宣したが、この決議は「ホロコーストを記憶し、その犠牲者を追悼することを活発に継続していくこと」を国民の義務とみなし、「この出来事の記憶は私たちのナショナル・アイデンティティの一部である」と明言している。こうして連邦議会は、ユダヤ人の歴史的犯罪ではなく、ドイツ人が犯したホロコーストの罪の想起によって、ホーマンとは異なる国民形成を目指すべきことを宣言した。

先述したように、潜在化した反ユダヤ主義の表明を可能にする二つのコミュニケーション方法をベルクマンらは指摘したが、ホーマン発言では——おそらく無意識に——その両者が駆使されたようである。まず、ベルクマンが第二のものとして挙げた方法、すなわち直接的な反ユダヤ主義的テーマを逸らしたり、代替させたりすることで禁止と制裁の穴をかいぐるコミュニケーション方法を検討してみよう。ホーマンは発言が問題とされたときに「ホロコーストの唯一無二性を否定すること」も、「ユダヤ人を加害民族と呼ぶこと」も意図するところではなく、そのように受け取られて、「感情を害してしまったのなら、遺憾に思う」と弁明している。⁶³⁾つまり、先に示した新聞報道のようにホーマン発言は「ユダヤ人は加害民族である」と主張したかのように解釈されているが、実際には「ユダヤ人はドイツ人と同じように加害民族ではない」と結論づけているのだから、それは誤解であると言いたいわけである。しかしホーマン発言の真意は「ユダヤ人は加害民族ではない」ことではなく、「ドイツ人は加害民族ではない」ことを論証することにある。このことを論証するために、「ドイツ人が加害民族とみなされうらなら、ユダヤ人も加害民族ではないのか」と問い、ユダヤ人のボルシェヴィキ指導者の歴史的犯罪が引き合いに出され、実質的にドイツ人の犯罪が相対化されているのである。

さらに、ホーマンの立場からすれば、ドイツ人はいわれなく「加害民族」として非難されてきたのであるから、ドイツ人はそのような非難をくり返してきた人びとの「犠牲者」、とりわけユダヤ人の「犠牲者」とみなされうることになる。じつは、「加害民族」概念が使用されていないものの、そのような非難の不当性は終戦後から多くのドイツ人によって訴えられてきた。たとえば1951年の世論調査で「占領国が1945年以来ドイツで行ったもっとも大きな過ち」として11%の西ドイツ市民が「ドイツ人への中傷と不当な非難」を挙げている⁶⁴⁾が、この中傷と非難はドイツ国民が犯したとされる「集団的罪」概念で表現されてきた。この概念は「ドイツ人が国民全体として戦争やホロコーストの罪を犯し、ドイツ国民全体が罰せられなければならない」というテーゼを内包していたが、この「集団的罪」テーゼは終戦後まもなく占領政策の指針から消えている。歴史家のW・ベンツとG・フライ⁶⁵⁾によれば、このテーゼに固執し、その不当性を訴えつづけていたのはむしろドイツ人であり、「集団的罪」テーゼは占領政策の不当性を根拠づけ、それを拒否する口実を作り、自らの苦悩を強調するためにドイツ人によって「発明」

されたのだという。「加害者」を「犠牲者」に反転させるこのような戦術をホーマンは「ドイツ人≠加害民族」テーゼで継承していたといえよう。反シオニズム言説で頻繁に駆使されているように、ドイツ人をユダヤ人の犠牲者とみなすこの<犠牲者・加害者反転>戦術は二次的反ユダヤ主義の常套手段であり、「国民的反ユダヤ主義」の分析ですでに指摘したように、反ユダヤ主義一般の戦術の一つである。

次に、コミュニケーションを「コンセンサス集団」の内部に限定する第一の方法に関して検討してみよう。まず、スピーチ会場内では発言はまったく問題とされておらず、ネット上で公開されている。したがってホーマンも、会場の聴衆や党の関係者も、それが社会的に許容される範囲内のものであると了解していて、反ユダヤ主義的であるという認識をもっていなかったことになる。その発言が会場と党関係者の枠をこえて広まり、その反応を知ったとたんに、この「枠」の人びとはその発言が社会的制裁を受けうるものであり、自分たちがそのような制裁を相互に下さないことを了解した「合意集団」であったことを自覚し、原稿がホームページから削除されたのである。

しかしホーマンは「真実しか語っていない」と語り、議員辞職要求だけではなく、発言撤回の要請も一貫して拒否した。彼を支持する手紙を送ったギュンツェル准将も、その手紙のなかでホーマンの発言を「真実を明晰に語る勇気を奮ったこの卓越したスピーチ」と賛美し、世論によってすぐさま極右の隅に押し込まれかねないが、「私たちの国民の多数が言いたいことを明確に代弁している」⁶⁶⁾と書いている。ホーマン支持の声は、彼の議員団と党からの除名が議論されると急激に大きくなった。11月半ばに毎日、数百の電話、メール、手紙がベルリンのキリスト教民主同盟の連邦本部に寄せられ、その大半が除名の決定に反対するものであったという。⁶⁷⁾世論調査によれば、ホーマンの議員団除名に関して賛否は43% vs 38%に分かれ、党籍剥奪に関しては41%ずつ真二つに割れたが、反対理由に関して見解は統一していない。⁶⁸⁾『フランクフルト一般新聞』に「マルティン・ホーマンとの批判的連帯」と題する広告が出され、ホーマンのスピーチが「きわめて議論の余地のあるもので、部分的には実際にいかがわしいとみなされているが、反ユダヤ主義的だとは思われない」という理由で彼の議員団と党からの除名手続きに反対する署名を求め、この呼びかけに1600人以上の党員が応じた。⁶⁹⁾つまり彼のスピーチは、ギュンツェル准将が言うように「国民の多数」の声を代弁しているとは言えないかもしれないが、社会的な制裁を行使するに値しない許容範囲内にあると判断され、除名処分は不当とみなされたのである。

もう一つの反対理由は革新系の『フランクフルト・ルントシャウ』と保守系の『フランクフルト一般新聞』の両者の投書欄にニュアンスの異なる形で紹介されている。前者の新聞の投書欄には、ホーマンを「自分を高めるために他者を貶めなければならない[……]哀れな犬」とみなし、彼に対して一貫して毅然とした態度を取らなかったメルケルとその党を批判する意見⁷⁰⁾が掲載されている一方で、同じ紙面には、その処分は「過去の克服がまったく機能していないことを示している」と批判する投書も寄せられた。その処分は「民主主義の模範」を装って「スケープゴート」を作り上げる行為であり、過去は「処理」されずに、「抑圧」されているというのである。⁷¹⁾両者は、除名処分の賛否で意見は分かれたが、「過去の克服」を推し進める立場からの発言という点では共通している。また、祖父がナチスに殺害され、自らは極右主義

と闘うことに義務を感じ、極右主義者の襲撃に対する難民収容施設の警備を引き受けたように、「過去の克服」に対して同じ立場をとっている『南ドイツ新聞』のある読者は、ホームマンのように「政治的に考えの異なる人が情け容赦なく反ユダヤ主義の疑いをかけられ、職業上で損害を与えられている」ことに憤慨し、「思想警察のテロによって絶滅される（vernichtet）ことなくオープンな議論を行うことはもはや不可能なのでしょうか」と嘆いている。⁷²⁾

一方で、『フランクフルト・レントシャウ』にはその処分を「近代的なやり方で行われた魔女の火刑」と呼び、「[「ポリティカル・コレクトネス」に基づいた左翼の思想テロ]にこの現象の本質を見る投書も寄せられている。⁷³⁾ このような「ポリティカル・コレクトネス」批判は保守系の『フランクフルト一般新聞』や党反対派などによる「右」からの除名処分批判に多く散見される。周知のように、「ポリティカル・コレクトネス」⁷⁴⁾とは、差別や偏見を含むとみなされた日常用語を「政治的に正しい」ものに言い換える規範とその活動を意味する。この活動は1980年代のアメリカで活発となり、実際に「インディアン」が「ネイティブ・アメリカン」に、「ブラック」が「アフリカン・アメリカン」に言い換えられるようになったことはよく知られている。⁷⁵⁾ この概念は、ドイツで当初から肯定的な受け取られていたとはいいがたいが、とりわけ90年代に入ってその意味は保守・右翼勢力によって「占拠」されていった。マイノリティに対して不寛容な社会を是正することを目的としていたこの概念は、「政治的に正しくない」と中傷することで「右翼」の言動を排除するための「左翼」の政治的道具と化した「スティグマ言葉」であると解釈されるようになったからである。⁷⁶⁾ 現在では「ポリティカル・コレクトネス」は「自由主義的・寛容であること」の名において「反自由主義・不寛容」を実践している者の言動を表わす蔑称となっている。ホームマン事件で「ポリティカル・コレクトネス」概念は、彼の除名のような社会的制裁を可能にしている社会的規範を創り出した張本人として槍玉に挙げられているのである。

たとえば『フランクフルト一般新聞』に寄せられたS・ディートリヒの論説⁷⁷⁾によれば、「ホームマンをポリティカル・コレクトネスの冷酷なラインズマンの最新の犠牲者」であるとみている多くの人びとは、村八分を覚悟することなしにユダヤ人とホロコーストに関して発言することはできないのかと困惑している。この過剰なポリティカル・コレクトネスによって批判能力は衰退し、ホームマンの言葉はむしろ好意的に受け入れられているのだという。この論説に対して寄せられた投書⁷⁸⁾は、「言論の自由のスペクトルをポリティカル・コレクトネスに細めに狭めようとする者」はタブー破りのエネルギーを蓄積・爆発させるリスクを冒しているから、「危険なまでに愚鈍」であると共感している。また別の投書⁷⁹⁾は、「ポリティカル・コレクトネス」の戦術にぶち当たったためにホームマンは反ユダヤ主義者と原理主義者になったのであり、彼の除名によって言論の自由は撤廃され、「歴史の真実はもう言及されることがない」と嘆じている。

党内からもそのような声は上がった。連邦議会議員であるV・レンクスフェルトは右翼系雑誌の『ユンゲ・フライハイト』のインタビュー⁸⁰⁾に応じ、ホームマンの演説を「不適切で、必要ないもの」と評価しながらも、彼を反ユダヤ主義者とみなさず、彼の処分を「狩り立て猟」と呼んだ。そして現在のドイツでは「政治的に正しい」という「尊大な準則に屈しない者は「まともな人びと」の共同体から排除されている」のだという。ドイツでは「[「民主主義の緊張関係」はポリティカル・コレクトネスに置き換えられてしまったように思えますが]という編集部か

らの問いに彼女は、「ポリティカル・コレクトネスは原理主義的として理解されるような、権利を盾に取るだけの利益集団に社会を分裂させる政治・道徳的十字軍」であり、「単独の真実を所蔵していると錯覚し、したがって反論のどんな権利も拒否」する「政治的意思決定における検閲操作の道具」であり、そこでは「激昂、憤慨、ヒステリー」が支配し、「多元主義や論争文化、意見の多様性は危険にさらされる」とまくし立てたのである。彼女が右翼系雑誌のインタビューに応じたのは、W・ティールゼ連邦議会議長（社会民主党）がこの雑誌を読む者は右翼急進主義者であると発言したことへの抗議の意味を込めたからだという。

「過去の克服」の原則からホーマンの処分を批判した「左」の勢力に対して、「右」の勢力は「過去の克服」を成り立たせている「左」の言説権力を問題にした。この政治的左右の対立は、ホロコーストの記憶を構成要素として組み込んだナショナル・アイデンティティを構築しようとする陣営と、その記憶によって失われたナショナル・アイデンティティを回復しようとする陣営の対立でもあった。

VIII おわりに

ホーマン事件は、ホロコーストの現実を経験したために反ユダヤ主義者であることが社会・政治的に許されず、その大量殺戮と移住によってユダヤ人の存在が日常世界において不可視となった戦後において成立しえた「アウシュヴィッツゆえ」の二次的な「ユダヤ人なき／反ユダヤ主義者なき反ユダヤ主義」の現象であると理解できよう。しかしこのような戦後の現象もまた、本論で検討してきた国民的反ユダヤ主義論を通して分析するかぎりでは、やはり反ユダヤ主義にほかならないことが理解できたのではないかと思う。つまり、ドイツ国民という「ポルト」を形成するために、ユダヤ人という「ナット」が生み出されたのである。反シオニズム的な反ユダヤ主義においてそれは「ナチス的」な暴力をふるう「イスラエル人」という「ナット」であるが、ホーマンは「加害民族」という歴史的な「ナット」を用いた。そしてホロコーストの記憶そのものが国民形成とかわっているために、ホーマンの発言は「合意集団」の枠から飛び出したときに、一政治家の「つぶやき」ではありえなくなった。ユダヤ人の歴史的表象のあり方や、その表象の可否は、国民のあり方をめぐる政治的な意味を持つことになり、それはホーマンの議員団と党からの除名問題をめぐる政治的対立となって表現されたのである。

21世紀になってもドイツで反ユダヤ主義は熾りつづけていることをホーマン事件は示しているが、彼がポピュリズム政党の一員として政界に復帰したことは、その後も反ユダヤ主義がむしろ勢いを増していることを証明しているのかもしれない。2019年10月に銃で武装したネオナチがハレ市でシナゴグの襲撃を試み、失敗して二人の市民を殺害した事件はドイツを震撼させたが、反ユダヤ主義論を検討してきたいま、私たちはこの事件を一人の狂信的な変質者が起こしたエピソードとして片づけることはできないであろう。一方では移民や難民といった形で国境を越えた人の移動を引き起こし、EUの統合と拡大をもたらしているグローバリゼーションが、他方では地球環境の危機が訴えられているエコロジー問題とともに、近代化の「ゲゼルシャフト」的な様式に対する批判を強めると同時に、この近代によって破壊された「ゲマインシャフト」＝「ハイマート」を希求する心性を醸成しているからである。このような状況に反ユダ

ヤ主義が介入していく可能性を私たちは、これまで検討してきた反ユダヤ主義論を通して認識することができるだろう。

注

- 1) Wolfgang Benz, Was ist Antisemitismus? München 2005. (齊藤寿雄訳『反ユダヤ主義や主義とは何か——偏見と差別のしぶとさについて』現代書館, 2013年。) 引用は S. 234. (275。)
- 2) この議論を包括的に紹介している研究として次を参照。Jan Weyand, Zum Stand kritischer Antisemitismusforschung, in: Wolfgang Benz (Hg.), Jahrbuch für Antisemitismusforschung 15, 2006, S. 233-258. Armin Pfahl-Traughber, Ideologische Erscheinungsformen des Antisemitismus, in: Aus Politik und Zeitgeschichte 31 / 2007. Jan Weyand, Die Semantik des Antisemitismus und die Struktur der Gesellschaft, in: Wolfram Stender / Guido Follert / Mihri Özdoğan (Hg.), Konstellationen des Antisemitismus. Antisemitismusforschung und sozialpädagogische Praxis, Wiesbaden 2010. Thomas Kühner, Antisemitismus in Deutschland. Zum Wandel eines Ressentiments im Öffentlichen Diskurs, Hamburg 2010. Claudia Globisch, Radikaler Antisemitismus. Inklusions- und Exklusionssemantiken von links und rechts in Deutschland, Wiesbaden 2013. Heiko Beyer, Theorien des Antisemitismus: Eine Systematisierung, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Vol. 67, 2015.
- 3) 以下の近代的な反ユダヤ主義の歴史に関しては, Helmut Berding, Moderner Antisemitismus in Deutschland, Frankfurt am Main 1988. Michael Brenner (Hg.), Geschichte der Juden in Deutschland von 1945 bis zu der Gegenwart, München 2012. Werner Bergmann, Geschichte des Antisemitismus, 5., durchgesehene Aufl. München 2016. Wolfgang Benz, Antisemitismus. Präsenz und Tradition eines Ressentiments, Frankfurt am Main, 3., aktualisierte Auflage 2020. Peter Langerich, Antisemitismus. Eine deutsche Geschichte. Von der Aufklärung bis heute, München 2021. 植村邦彦『同化と解放 十九世紀「ユダヤ人問題」論争』(平凡社, 1993)
- 4) Vgl., Wolfgang Benz, Antisemitismus nach Hitler. Beobachtungen der amerikanischen Militärregierung aus dem Jahre 1947, in: Jahrbuch für Antisemitismusforschung 6 (1997).
- 5) Vgl., Atina Grossmann, Juden, Deutsche, Alliierte, Göttingen 2012.
- 6) Friedrich Pollock (Hg.), Gruppenexperiment: ein Studienbericht, Frankfurt am Main 1955, S. 168.
- 7) Elisabeth Noelle / Erich Peter Neumann (Hg.), Jahrbuch der öffentlichen Meinung 1957, Band 2. 1957., S. 218.
- 8) この事件に関しては以下を参照。Werner Bergmann, Die antisemitische Welle im Winter 1959/1960, in: Werner Bergmann / Rainer Erb (Hg.), Antisemitismus in der politischen Kultur nach 1945, Opladen 1990. Ibid., Antisemitismus in öffentlichen Konflikten, S. 235ff. Peter Reichel, Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute, München, S. 147-149. (小川保博, 芝野由和訳『ドイツ過去の克服: ナチ独裁に対する 1945年以降の政治的・法的取り組み』八朔社, 2006年, 189 - 190。) Ulrich Brochhagen, Nach Nürnberg. Vergangenheitsbewältigung und Westintegration in der Ära Adenauer, Hamburg 1994, S. 276ff.
- 9) マルクス (中山元訳)『ユダヤ人問題に寄せて／ヘーゲル法哲学批判序説』光文社, 2014年, 引用は 88 - 89。
- 10) ホルクハイマー／アドルノ (徳永恂訳)『啓蒙の弁証法』岩波書店, 2007年, 364。
- 11) Thomas Nipperdey / Reinhard Rürup, Antisemitismus, in: Otto Brunner / Werner Conze / Reinhard Koselleck (Hg.), Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Bd. 1, Stuttgart 1972, S. 129-153. 引用は S. 136. Vgl., Reinhard Rürup, Emanzipation und Antisemitismus, Göttingen 1975. Reinhard Rürup, Judenemanzipation und bürgerliche Gesellschaft in

- Deutschland, in: Wolfgang Benz / Werner Bergmann (Hg.), Vorurteil und Völkermord. Entwicklungslinien des Antisemitismus, Freiburg / Basel / Wien 1997.
- 12) T・W・アドルノ (田中義久, 矢沢修次郎, 小林修一訳) 『権威主義的パーソナリティ』 450 - 451。
- 13) Detlev Claussen, Ist der Antisemitismus eine Ideologie? Einige klärende Bemerkungen, Claudia Globisch / Agnieszka Pufelska / Volker Weiß (Hg.), Die Dynamik der europäischen Rechten. Geschichte, Kontinuitäten und Wandel, Wiesbaden 2011. Detlev Claussen, Über Psychoanalyse und Antisemitismus, in: Psyche, Heft 41, 1987.
- 14) Moishe Postone, Die Logik des Antisemitismus, in: Merkur 1 (1982). Ders., Moishe Postone, Nationalsozialismus und Antisemitismus. Ein theoretischer Versuch, in: Michael Werz (Hg.), Antisemitismus und Gesellschaft. Zur Diskussion um Auschwitz, Kulturindustrie und Gewalt, Frankfurt am Main 1995.
- 15) J・P・サルトル (安堂信也訳) 『ユダヤ人』 (岩波新書, 第51版, 1991), 9。
- 16) 同上, 28 - 29。
- 17) 同上, 184 - 185。
- 18) Hannah Arendt, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft. Antisemitismus, Imperialismus, totale Herrschaft, München 1996, S. 27. (大久保和郎訳『全体主義の起源1反ユダヤ主義』みすず書房, 2017年, x x i x o.)
- 19) Ibid., S. 30f (4 - 5), S. 105 (85 - 86).
- 20) Hannah Arendt, The origins of totalitarianism, Penguin Classics 2017.
- 21) Arendt, Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft, p.107f (87 - 89)
- 22) Ibid., p. 121 (103).
- 23) Zygmunt Bauman, Modernity and Ambivalence, Oxford Polity, 1991, 53-74. Vgl., Zygmunt Bauman, Moderne und Ambivalenz, in: Ulrich Bielefeld (Hg.), Das Eigene und das Fremde, Neuer Rassismus in der Alten Welt? Hamburg 1998.
- 24) Zygmunt Bauman, Modernity and Ambivalence, 1991, 63. 斜体による強調は原文。
- 25) Zygmunt Bauman, Modernity and the Holocaust, Oxford Polity 2000, p. 52. (森田典正訳『近代とホロコースト』ちくま学芸文庫, 2021, 111。)
- 26) Klaus Holz, Die Gegenwart des Antisemitismus. Islamistische, demokratische und antizionistische Judenfeindschaft, Hamburg 2005. Ders., Antisemitismus als Ideologie? Zur Struktur des antisemitischen Selbst- und Gesellschaftsbildes, in: Hansjörg Bay / Christof Hamann (Hg.), Ideologie nach ihrem >Ende<. Gesellschaftskritik zwischen Marxismus und Postmoderne, Opladen 1995. Ders., Immer noch auf dem Weg zu einer Theorie des Antisemitismus, in: Soziologische Revue, 19. Jg. / 1996. Ibid., Gemeinschaft und Identität. Über den Zusammenhang nationaler und antisemitischer Semantiken, in: Österreichischer Zeitschrift für Soziologie 23, 1998. Ders., Ist Walsers Rede antisemitisch? in: Kultursoziologie 8 (1999). Ders., Nationaler Antisemitismus. Wissenssoziologie einer Weltanschauung, Hamburg Neuauf. 2010. Ders., Der Jude. Dritter der Nationen, in: Eva Esslinger / Tobias Schlechtriemen / Doris Schweitzer / Alexander Zons (Hg.), Die Figur des Dritten. Ein Paradigma der Kulturwissenschaften, Frankfurt am Main 2010. Ders., Brückenschlag: Die antisemitische Verbrüderung der europäischen Rechtsextremen, in: Claudia Globisch / Agnieszka Pufelska / Volker Weiß (Hg.), Die Dynamik der europäischen Rechten. Geschichte, Kontinuitäten und Wandel, Wiesbaden 2011.
- 27) Klaus Holz, Nationaler Antisemitismus, 2010, S. 16f.
- 28) Klaus Holz, Die Paradoxie der Normalisierung, 2007, S. 45ff. Ders., Der Jude. Dritter der Nationen, 2010, S. 298f.
- 29) Klaus Holz, Die Paradoxie der Normalisierung, 2007, S. 37f.

- 30) Vgl., Klaus Holz, *Der Jude. Dritter der Nationen*, 2010. Ders., Brückenschlag, 2011.
- 31) Thomas Haury, *Antisemitismus von links. Kommunistische Ideologie, Nationalismus und Antizionismus in der frühen DDR*, Hamburg 2002, S. 109f.
- 32) Kühner, *Antisemitismus in Deutschland*, S. 24.
- 33) Thomas Haury, *Antisemitismus von links*, 2002, S. 113.
- 34) https://de.wikipedia.org/wiki/J%C3%BCdischer_Parasit#/media/Datei:Jew_-_Parasit.jpg（最終閲覧 2022年7月20日）
- 35) Samuel Salzborn, *Antisemitismus und Nation. Zur historischen Genese der sozialwissenschaftlichen Theoriebildung*, in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*, Heft 4/20, 2010.
- 36) Ulrich Wyrwa, Rezension zu Klaus Holz „Nationaler Antisemitismus. Wissenssoziologie einer Weltanschauung“, in: *H-Soz-u-Kult v. 2003-4-102*. <https://www.hsozkult.de/publicationreview/id/reb-3823>（最終閲覧 2022年7月20日）
- 37) Wolfram Stender, *Konstellationen des Antisemitismus*, in: Wolfram Stender / Guido Follert / Mihri Özdoğan (Hg.), *Konstellation des Antisemitismus. Antisemitismusforschung und sozialpädagogische Praxis*, Wiesbaden 2010, S. 15.
- 38) Detlev Claussen, *Ist der Antisemitismus eine Ideologie?* 2011.
- 39) George L. Mosse, *Nationalism and Sexuality. Respectability & Abnormal Sexuality in Modern Europa*, New York 1985. (佐藤卓己・佐藤八寿子訳)『ナショナリズムとセクシャリティ』柏書房, 1996.
- 40) Klaus Holz, *Die Paradoxie der Normalisierung*, 2007, S. 40.
- 41) Peter Schönbach, *Reaktionen auf die antisemitische Welle im Winter 1950/1960*, Frankfurt am Main 1961, 79f.
- 42) Theodor W. Adorno, *Zur Bekämpfung des Antisemitismus heute*, in: ders., *Gesammelte Schriften*, Band 20, Frankfurt am Main 1985, S. 361f.
- 43) *Ibid.*, S. 373.
- 44) Pollock (Hg.), *Gruppenexperiment*, S. 168ff.
- 45) *Ibid.*, S. 272-428. Theodor W. Adorno, *Schuld und Abwehr*, in: *Eine qualitative Analyse zum „Gruppenexperiment“*, in: ders., *Soziologische Schriften*, Bd. II (Gesammelte Schriften, Bd. 9.2), Frankfurt am Main 1975.
- 46) Adorno, *Zur Bekämpfung des Antisemitismus heute*, S. 363.
- 47) Vgl., Dann Diner, *Negative Symbiose. Deutsche und Juden nach Auschwitz*, in: ders. (Hg.), *Ist der Nationalsozialismus Geschichte? Historisierung und Historikerstreit*, Frankfurt am Main 1987, S. 186. Wolfgang Benz, *Was ist Antisemitismus?* S. 19, 邦訳, 27。
- 48) Vgl., Roland Imhoff, *Zwei Formen des modernen Antisemitismus? Eine Skala zur Messung primären und sekundären Antisemitismus*, in: *Conflict and Communication online* 9, 2010.
- 49) Werner Bergmann / Rainer Erb, *Antisemitismus in der Bundesrepublik Deutschland*, Opladen 1991, S. 231f.
- 50) *Ibid.*, S. 261, 263.
- 51) Werner Bergmann, *Der Antisemitismus in der Bundesrepublik Deutschland*, in: Herbert A. Strauss / Werner Bergmann / Christhard Hoffmann (Hg.), *Der Antisemitismus der Gegenwart*, Frankfurt am Main 1990, S. 151. Vgl., Werner Bergmann, „Nicht immer als Tätervolk dastehen“ – Zum Phänomen des Schuldabwehr- Antisemitismus in Deutschland, in: D. Ansorge (Hg.), *Antisemitismus in Europa und arabischen Welt*, Frankfurt am Main 2006, S. 81-106.
- 52) Elisabeth Noelle / Erich Peter Neumann, (eds.), *The Germans : Public opinion polls, 1947-1966*, Westport 1981, p. 192. Werner Bergmann, *Antisemitismus in öffentlichen Konflikten. Kollektives Lernen*

- in der politischen Kultur der Bundesrepublik 1949-1989, Frankfurt am Main 1997, S. 270.
- 53) この点に関しては拙著『ホロコーストと戦後ドイツ』岩波書店、2017を参照。
- 54) たとえば、シュミット政権下の連邦首相官房から SINUS 協会に委託されて 79 年に行なわれた調査が、13%以上の西ドイツ人が反ユダヤ主義をはじめとする「まとまった極右的世界像」をもち、その半数が暴力による抵抗に共感しているという結果を公表したとき、西ドイツ社会に衝撃が走った。5 Millionen Deutsche: "Wir sollten wieder einen Führer haben ..." Die SINUS-Studie über rechts-extremistische Einstellungen bei den Deutschen. Reinbek bei Hamburg 1981. Vgl., Der Spiegel vom 16. 3. 1981.
- 55) Werner Bergmann / Rainer Erb, Kommunikationslatenz, Moral und öffentliche Meinung. Theoretische Überlegungen zum Antisemitismus in der Bundesrepublik Deutschland, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, 38, 1986. Vgl., Heiko Beyer / Ivar Krumpal, „Aber es gibt keine Antisemiten mehr“: Eine experimentelle Studie zur Kommunikationslatenz antisemitischer Einstellungen, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie 62, 2010.
- 56) Bergmann / Erb, Kommunikationslatenz, S. 230ff.
- 57) W. Bergmann / R. Erb, >Mir ist das Thema Juden irgendwie unangenehm<. Kommunikationslatenz und Wahrnehmung des Meinungsklimas im Fall des Antisemitismus, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie 43, 1991.
- 58) Bernd Marin, Ein historisch neuartiger 'Antisemitismus ohne Antisemiten'? Beobachtungen und Thesen am Beispiel Österreichs nach 1945, in: Geschichte und Gesellschaft 5, 1979.
- 59) 以下のホーマン事件の経過に関しては、Karen Kreutel, Der Fall Hohmann in der Presse. Journalistische Vielfalt oder Homogenität? – Inhaltsanalytische Untersuchung zu journalistische Quellennutzung, Nachrichtenflüssen und Konsonanz medialer Berichterstattung, Saarbrücken 2012, S. 141ff. Fritz Schenk / Friedrich-Willhelm Siebeke, Der Fall Hohmann. Ein deutscher Dreyfus. Dokumentation eines Medien- und Rechtsskandals, 3. Überarbeitete und ergänzte Auflage 2010, S. 266ff. Empörung über antisemitischen Ausfall, in: SPIEGEL Online vom 31. 10. 2003. Hintergrund. Chronik der Hohmann-Affäre, in: SPIEGEL Online vom 10. 11. 2002. Matthias Geis, Ohne Courage. In der Affäre Hohmann beugt sich die CDU-Führung allein dem öffentlichen Druck, in: Die Zeit vom 13.11. 2003. Hessen-CDU schließt Hohmann aus, in: SPIEGEL Online vom 20. 7. 2004. さらに、W. Benz, Was ist Antisemitismus? S. 155-173. (邦訳、184 - 204.)
- 60) Deutsche halten sich nicht für antisemitisch, in: Der SPIEGEL Online vom 10. 11. 2003.
- 61) Schenk / Siebeke, Der Fall Hohmann, S. 19-26.
- 62) Deutscher Bundestag. Drucksache 15/2164 vom 10. 12. 2003, in: <https://dserver.bundestag.de/btd/15/021/1502164.pdf> (最終閲覧 2022 年 7 月 20 日)
- 63) Hohmann bleibt hartnäckig, in: FR vom 3. 11. 2003.
- 64) Elisabeth Noelle / Erich Neumann (Hg.), Jahrbuch der öffentlichen Meinung 1947-1955, Band 1, 1956, S. 140.
- 65) Wolfgang Benz, Etappen bundesdeutscher Geschichte am Leitfaden unerledigter deutscher Vergangenheit, in: Brigitte Rauschenbach, (Hg.), Erinnern, Wiederholen, Durcharbeiten. Zur Psychoanalyse deutscher Wenden, Berlin 1992. Norbert Frei, Von deutscher Erfindungskraft. Oder: Die Kollektivschuldthese in der Nachkriegszeit, in: ders., 1945 und WIR. Das Dritte Reich im Bewußtsein der Deutschen, München 2005. 拙著『ホロコーストと戦後ドイツ』29 - 30。
- 66) Günzels Brief an Hohmann. "Eine ausgezeichnete Ansprache", in: SPIEGEL Online vom 4. 11. 2003.
- 67) Proteste gegen Hohmanns Ausschluß. Bosbach: Es bleibt dabei, in: FAZ vom 14.11. 2003.
- 68) Hohmann-Verfahren. Nur 41 Prozent für Parteiausschluß, in: SPIEGEL Online vom 12. 11. 2003.
- 69) Schenk / Siebeke, Der Fall Hohmann, S. 56f.

- 70) Leserbrief. Auf Kosten anderer, in: Frankfurter Rundschau (=FR) vom 19. 11. 2003.
- 71) Leserbrief. Das wirkliche Problem, in: FR vom 19. 11. 2003.
- 72) Leserbrief. Kurzer Prozess, in: SZ vom 8/9. 11. 2003.
- 73) Leserbrief. Hohmanns Anliegen, in: FR vom 25. 11. 2003.
- 74) この問題全般に関しては, Sabine Wierlemann, Political Correctness in den USA und in Deutschland, Berlin 2002. 拙稿も参照. 高橋秀寿「ドイツ極右主義：時間／空間の構造的変動と多文化社会」『立命館言語文化研究』28巻4号（2017）, 203 - 209。
- 75) Vgl., Hermann Kurthen / Kay M. Losey, Schlagwort oder Kampfbegriff? Zur „political Correctness“ – Debatte in den USA. Aus Politik und Zeitgeschichte, 21 – 22 / 1995.
- 76) Karsta Frank, PC-Diskurs und neuer Antifeminismus in der Bundesrepublik, in: Das Argument, Nr. 213 / 1996, S. 27f.
- 77) Stefan Dietrich, Falsches Heldentum, in: FAZ vom 7. 11. 2003.
- 78) Brief an die Herausgeber. Geistig-moralische Defizite, in: FAZ vom 28. 11. 2003.
- 79) Brief an die Herausgeber. Gegen Kollektivurteil, in: FAZ vom 28. 11. 2003.
- 80) „Die Union muß der Einengungen der Meinungsvielfalt entgegentreten“, in: Junge Freiheit vom 19. 12. / 26. 12. 2003, S. 4f. Vgl., Ulrike Putz, Interview in der „Junge Freiheit“ Vera Lengsfeld verteidigt Hohmann, in: SPIEGEL Online vom 19. 12. 2003.

